

## 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部 を改正する政令案 (概要)

### 1 改正の趣旨

- 平成25年度の地方公務員共済年金の額を算定する基礎となる再評価率等の改定等を行うとともに、平成25年度以降に特別支給の退職共済年金の定額部分が支給される者が老齢基礎年金の一部繰上げを行う場合に必要な規定の整備等を行う。

### 2 改正の概要

- (1) 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成17年政令第83号）の一部改正
  - 68歳未満の者に係る年金額は、原則、毎年度名目手取り賃金変動率を基準として改定、68歳以上の者に係る年金額は、原則、毎年度物価変動率を基準として改定することとされている。ただし、名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、いずれも物価変動率を基準として改定される仕組みとされている。
  - 平成24年平均の消費者物価指数の対前年比変動率が±0.0%、対前年度比名目手取り賃金変動率が-0.6%となったことから、平成25年度の年金額は物価変動率を基準として改定する。
- (2) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第287号）の一部改正
  - 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）の経過措置に基づき、物価スライド特例水準（平成12～14年度の累積-1.7%分の物価スライドを実施せずに据え置いた水準）の年金額が平成16年改正後の規定により算定された本来の年金額（本来水準の年金額）を上回る場合は、物価スライド特例水準の年金額とすることとされている。
  - この物価スライド特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準（平成23年）を下回った場合に、その分だけ引き下げることとされている。
  - 平成25年度の年金額の場合、平成24年の物価水準は平成23年の物価水準と比較して±0.0%となっており、平成25年度の年金額は据え置きとなる。
  - 物価スライド特例水準の年金額を算定するために、平成25年度における賃金額を平成11年水準に再評価するための率を定める。

(3) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部改正

- 平成25年度以後に支給開始年齢に達する特別支給の退職共済年金の受給権者で、特例により定額部分を支給される者が、別途支給要件を満たす特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に老齢基礎年金の一部繰上げを行う場合に、特別支給の退職共済年金の定額部分の支給を停止しないための規定を設ける等、平成25年度からの支給開始年齢引上げを適切に行うための所要の規定の整備を行う。

3 根拠法令

- ・ 法第44条の2第5項、第44条の3第4項
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第98条第4項
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成12年法律第22号）附則第11条第11項及び附則別表
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第132号）附則第4条第2項及び附則第7条第1項第2号

4 施行日

平成25年4月1日